

年金 だより



国民年金(任意加入・付加保険料) について

申・問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

●60歳からの任意加入で年金額を増やせます

国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めて、満額の老齢基礎年金を受給できます。しかし、国民年金に未加入の時期があった方や、事情があって保険料を納められなかった方は、満額の年金額を受給できません。

そこで、60歳から65歳になるまでの5年間、国民年金に任意加入して保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

※厚生年金加入者や20歳～60歳までの国民年金保険料の納付月数が40年(480月)ある方は申し込みできません。

※任意加入の手続きには、口座振替の申込みも同時に必要となります。

●月々プラス400円(付加保険料)で年金額を増やせます

第1号被保険者および任意加入被保険者(65歳未満)の方で、月々の定額保険料に付加保険料(400円)をプラスして納めると老齢基礎年金に付加年金(200円×付加保険料納付月数)が加算されます。

※厚生年金加入者、第3号被保険者(会社員などに扶養されている配偶者)、国民年金基金に加入している方は申込みできません。



消費者注意報

子どものネットトラブルにご注意!

～オンラインゲームでの高額課金やサイトへの誤登録にご用心!!～

近年、小中高生が利用するオンラインゲームやネット通販などを巡り、相手事業者等とのトラブルが多く寄せられています。特に子どもがゲームに没頭しての課金は発覚が遅れてしまい、数十万の高額請求となっています。保護者に無断で子ども利用の場合、民法で定められた未成年者取消権を行使できるものの、返金に至らない場合もあるので注意が必要です。

相談事例

- 小学生の息子が買い与えたタブレットを使って、オンラインゲームで50万円も勝手に課金していたことが分かった。母親がタブレットに登録していたIDやクレジットカード(以下、カード)を使って課金していたようだ。後日、カード会社からの請求メールが届き発覚した。
- 中学生の息子が母のスマホを使っていて、過ってアダルトサイトにアクセスしてしまい登録完了となった。息子が慌ててサイト業者に連絡すると「既に会員登録されている、退会には30万円が必要だ。請求書を送る。」と言われた。

トラブルにあわないために

- 日頃から家族でネット利用に当たってのルールを話し合っておくこと。
- 子どもに与えるタブレット等には課金できる保護者のIDやカード情報などは登録しないこと。
- 利用制限のためのペアレンタルコントロールやフィルタリング機能を設定しておくこと。
- 日頃から、スマホ、タブレット、ゲーム機のカード情報の有無、利用限度額、キャリア決済の設定状況を確認するとともに、暗証番号の管理も徹底すること。
- アダルトサイトへのご登録による請求はワンクリック詐欺の疑いもあるので警察相談も必要です。

★困ったときは長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。
長崎県消費生活センター (☎824-0999) 長与町消費生活相談窓口 (☎883-1111)